【2018年度 青森県医療費適正化計画(第三期)の進捗状況】

1. 県民の健康の保持の推進に関する目標

目標項目	目標値	取 組 課 題	直近の状況	次年度以降の改善
特定健康診査の実施率	68%以上(35年度)	県:ラジオ等の情報媒体を活用した広報 保険者等:・早朝・休日実施、がん検診との同日実施、自己負担の減額・無料化、健診日に沖どめにする など地域実態に合わせた実施、健診未受診者への再受診勧奨等	47.3% (平成29年度)	・受診率が高い保険者については、より一層の受診率向上に向けた取り組みを実施する。 ・市町村国保については、受診率が低い層(未受診者)への受診勧奨への取 組強化が必要である。 ・被用者保険については、被扶養者の受診率が低いことから、被扶養者に対 する受診勧奨への取組強化が必要である。 ・各保険者の医療費適正化に向けた取組について、保険者協議会調査検討部 会で検討し、その内容を各保険者で共有していく。
	・市町村国保 60%以上・国保組合 70%以上	・医療機関との連携(医師会との連携による健診実施医療機関の増加等) ・配偶者健診を被保険者同様に無料で実施、ショッピングセンターを活用したまちかど健診、 被扶養者に対し市町村の健診日程を配布、健診受診者に対する人間ドック等のその他検診の 費用助成 ・健診異常値放置者や健康状態不明者を抽出し、訪問指導等による受診勧奨を実施	・市町村国保 37.1% ・国保組合 31.2%	
	・協会けんぽ 65%以上 ・健保組合 90%以上	・各保険者等において、毎年度受診率は向上している。 ・市町村国保については、受診率が低い層への受診勧奨対策が必要である。被用者保険については、被扶養者の	-	
	・共済組合 90%以上	受診率が低いことから、被扶養者へ受診券が確実に届き、受診に繋がるような取組を推進する必要がある。	・共済組合 84.4%	
特定保健指導の実施率	45%以上(35年度) ・市町村国保 60%以上 ・国保組合 30%以上 ・協会けんぽ 35%以上	県:ラジオ等の情報媒体を活用した広報 保険者等:・積極的支援の対象者に対し、中間評価時に無料の血液検査 ・医療機関受診者向けの保健指導の勧奨通知を作成、医療機関での保健指導を実施 ・所属所訪問型の特定保健指導、健診当日の初回面談実施の勧奨、体重、腹囲の数値が一定 以上減少した場合取り組み報奨供与	/ ・市町村国保 44.4%	・保健指導実施率が高い保険者については、より一層の実施率向上に向けた 取組を実施する。 ・保健指導実施率が低い保険者については、健診当日や結果説明会当日に初 回面接を実施するなど、保健指導実施率向上に向けた取組強化が必要であ る。 ・各保険者の医療費適正化に向けた取組について、保険者協議会調査検討部 会で検討し、その内容を各保険者で共有していく。
	・健保組合 85%以上・共済組合 45%以上	・複数の保険者において、毎年度受診率は向上している。 ・目標値を達成するため、更に取組を強化していく必要がある。	・健保組合 84.7% ・共済組合 25.7%	
メタボリックシンドロームの 該当者及び予備群の減少率 (特定保健指導対象者の割合の減少率をいう。) (対20年度比)	25%以上の減少(35年度)	①メタボリックシンドロームに関する知識の普及啓発 被保険者等がメタボリックシンドロームに関する知識を深め、栄養、運動などの生活習慣の改善に向けた行動 変容ができるよう、様々な機会を捉えた普及啓発を行う。 ②栄養・食生活の改善及び身体活動・運動の推進 県:・栄養・食生活の実態等を把握するための調査を市町村や関係団体と協力して行い、県の実状に あった問題解決策を講じる ・適正体重の維持や身体を動かす必要性についての正しい知識等の普及啓発 ・個人の取組を促す関係団体との連携強化に係る取組を実施する。 保険者等:・生活習慣の改善に向けた運動教室や栄養教室開催等の取組の機会を提供し、開催後のフォローを行うなど、継続的な参加を促進する取組を実施 ・自治体病院とコラボし、メディコトリム事業を実施 ・自治体病院とコラボし、メディコトリム事業を実施 ・BMIの変化を評価し、目標達成者に記念品を贈呈 ・県との連携による職場の血圧・脈拍測定促進事業の実施、健康宣言事業所を中心とした 健康づくり出前講座の実施、特定保健指導利用者への血液検査費用補助 ・第3期計画において、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率の目標値について、特定保健指導対象者の割合の減少率を平成20年度比で25%以上と定めていたが、平成29年度の減少率は14.01%であり、減少率は悪化している。	14.01%(平成29年度)	・目標達成のため、県はメタボリックシンドロームに関する知識に関する普及啓発、個人の取組を促す関係団体との連携強化に係る取組、各保険者は生活習慣の改善・運動習慣の啓発などの取組強化が必要である。 ・各保険者の医療費適正化に向けた取組について、保険者協議会調査検討部会で検討し、その内容を各保険者で共有していく。

【2018年度 青森県医療費適正化計画(第三期)の進捗状況】

1. 県民の健康の保持の推進に関する目標

目標項目	目標値	取組	│ ─ 直近の状況	次年度以降の改善
		課 題		
・成人の喫煙率	男性23%以下、女性5%以下(35年度)	①喫煙が健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及啓発 喫煙による健康への影響に関する正しい知識を普及啓発するための取組を行う。 ②禁煙支援 ・県:市町村や保険者に対し、禁煙治療を保険適用できる医療機関、支援薬局の照会等、禁煙に関する 情報提供等の普及啓発を行う ・保険者等:・保健事業の場等で禁煙の助言や情報提供を行う ・ICTを活用した在宅型禁煙プログラムの提供 ・妊婦及びその家族に対する禁煙指導。禁煙外来に要した費用の助成 ・公益財団法人日本対がん協会主催の「らくらく禁煙コンテスト」参加者に対し費用の 一部を助成	男性34.9%、女性11.5%(平成28年度)	・妊婦の喫煙率減少と産後の再喫煙防止、同居者の喫煙防止に向けて継続的な禁煙支援を働きかける取組の定着が必要である。 ・健康増進法改正による受動喫煙防止対策の強化を踏まえた対策を推進して
・未成年者の喫煙率	0%(34年度)	・本県の喫煙習慣のある人の割合は、全国平均(平成28年度 男性30.2%、女性8.2%)と比較すると、男性で4.7ポイント、女性で3.3ポイント高くなっている。本県の喫煙率は全国平均と比較しても依然として高い状況である。	高 3 男子 1. 1%、女子 0. 3% (平成 2 7 年度)	
・妊娠中の喫煙率	0%(34年度)	・未成年者及び妊娠中の喫煙率について、平成22年度と比較すると減少傾向にあるものの、目標値達成までに更なる取組が必要である。	2. 6% (平成30年度)	し、く。
・受動喫煙防止対策(施設内禁煙)を実施している施設の割合		県:空気クリーン施設の認証(受動喫煙防止対策実施施設)の認証 県、保険者等:市町村内公共施設等の施設内禁煙	県庁舎 98.1% (平成29年度) 市町村庁舎 64.1% 文化施設 91.7% 教育・保育施設 97.7%	
		本県において、受動喫煙防止のために施設禁煙している施設の割合について、平成23年度と比較すると、右欄の施設全てにおいて増加しているが、事業所では依然として50%と以下となっている。	医療機関 86.6% 事業所(50人以上) 30.4% 事業所(50人未満) 41.7% (平成27年度)	
予防接種の推進	複数のワクチンに関する正しい知識の 啓発及び広域予防接種体制の充実を図 ることにより、予防接種を促進	県:県広報媒体を活用した普及啓発、妊娠を予定する方やその同居家族等を対象として風しん予防接種が必要な方を抽出するための風しん抗体検査を実施する市町村への支援、広域予防接種体制を継続して実施するため、医師会と市町村が締結する契約に関する調整保険者等:予防接種が受けられる場所や機関について積極的な情報提供、ワクチン接種費用の一部助成感染症の予防や重症化防止のために予防接種が重要であることから、予防接種に関する正しい知識の啓発及び広域予防接種体制の充実を図る必要がある。	_	予防接種に関する正しい知識の啓発及び広域予防接種体制の充実を図る。 感染症の予防のための施策を推進するため、感染症発生動向調査を実施し、 感染症に関する情報の収集、分析及び提供を行っていく。
生活習慣病等の重症化予防の				
・糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数		①生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 県:生活習慣病重症化に関する知識を深められる機会を捉えた普及啓発 保険者等:生活習慣病予防のための対策を推進、特定健診や健康教室などの場での早期発見・保健事業 による重症化予防を実施、対象者への積極的な受診勧奨及び保健事業の実施 ②糖尿病重症化予防対策 県:県医師会・県糖尿病対策推進会議・県の三者による連携協定の締結、青森県県糖尿病性腎症重症化 予防プログラムの策定、「オール青森で糖尿病リテラシー向上事業」による全県的な糖尿病リテラシー向上キャンペーンを実施 保険者等:糖尿病性腎症重症化予防事業の実施、郡市医師会等の関係団体との連携協定の締結、対象者 への積極的な受診勧奨及び保健指導実施 ③高齢者の低栄養防止・重症化予防対策 広域連合・市町村:・脳梗塞の発症予防事業(対象者を抽出し、生活指導や医療機関への受診勧奨を 実施) ・フレイル対策(訪問歯科診療・指導の実施) 29年度(220人)と比較して、糖尿病性腎症による年間新規透析患者数は減少したことから、引き続き重症 化予防の推進が必要である。	187人(平成30年度)	・糖尿病性腎症重症による年間新規透析患者数も減少傾向にあることから、引き続き、生活習慣病重症化に関する啓発、生活習慣病予防のための推進、特定健診等において要精検となった者(糖尿病等の生活習慣病が疑われる者)への積極的な受診勧奨及び保健指導を着実に実施していく必要がある。・広域連合では、令和2年度に県内15市町村と委託契約を結び、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行う予定である。

【2018年度 青森県医療費適正化計画(第三期)の進捗状況】

2 医療費の効果的な提供の推進に関する目標

目標項目	目標値	取 組 課 題	直近の状況	次年度以降の改善
後発医薬品の安心使用促進 後発医薬品の使用割合	80%以上(35年度)	県:・後発医薬品に対する知識の普及など県内の後発医薬品の安心使用促進の環境整備 ・「青森県後発医薬品安心使用促進協議会」において、使用促進にあたっての課題整理、必要な方策 の検討の実施。 保険者等:・被保険者証を送付する際のパンフレットや希望シール・カードを同封すること等による啓発 ・医療費差額通知の送付等による後発医薬品の使用促進 ・被用者保険と連携協力に関する協定に基づき、合同で調剤薬局を訪問し利用促進の依頼と現状 把握に努める	78.4%(平成30年度)	・目標達成のため、引き続き後発医薬品の知識の普及・啓発を行っていく。 また、保険者協議会において、各保険者の取組を共有し、使用促進について 協議していく。 ・後発医薬品への切替えの状況を把握、効果検証を行い、より効果的な方法
		後発医薬品の使用割合について、全国平均を上回っている状況であるが、目標値を達成するため、引き続き取組を実施していく必要がある。 (30年度 全国平均:77.7% 青森県:78.4%) ※「平成30年度 調剤医療費(電算処理分)の動向」	を検討し、取組を推進する必要がある。	を検討し、取組を推進する必要がある。
医薬品の適正使用の推進	患者や医療機関及び薬局に対して、医 薬品の適正使用に関する普及啓発活動 の推進	医薬品の適正使用に関する普及啓発、対象者への訪問指導を実施	_	引き続き、医療薬品の適正使用に関する普及啓発を実施するほか、対象者を 抽出した上で適正使用に関する相談・訪問指導等を実施していく。